議案第　１８　号

太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について

太宰府市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年　２月２６日　提出

太宰府市長　髙　原　　清

理　由

介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日　条　例　第　　号）

太宰府市介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第６号から第12号までを次のとおり改める。

(6)　令第 39 条第１項第６号に掲げる者　79,680 円

(7)　令第 39 条第１項第７号に掲げる者　86,400 円

(8)　令第 39 条第１項第８号に掲げる者　99,720 円

(9)　令第 39 条第１項第９号に掲げる者　112,920 円

(10)　令第 39 条第１項第 10 号に掲げる者　126,240 円

(11)　令第 39 条第１項第 11 号に掲げる者　139,560 円

(12)　令第 39 条第１項第 12 号に掲げる者　152,880 円

第２条中第４項を第11項とし、第３項を第10項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第９項とし、同条第１項の次に次の７項を加える。

２　令和６年度から令和８年度までの令第39条第１項第６号イの市町村の定める額は、1,200,000円とする。

３　令和６年度から令和８年度までの令第39条第１項第７号イの市町村の定める額は、2,000,000円とする。

４　令和６年度から令和８年度までの令第39条第１項第８号イの市町村の定める額は、3,000,000円とする。

５　令和６年度から令和８年度までの令第39条第１項第９号イの市町村の定める額は、5,000,000円とする。

６　令和６年度から令和８年度までの令第39条第１項第10号イの市町村の定める額は、7,000,000円とする。

７　令和６年度から令和８年度までの令第39条第１項第11号イの市町村の定める額は、9,000,000円とする。

８　令和６年度から令和８年度までの令第39条第１項第12号イの市町村の定める額は、12,000,000円とする。

第４条第３項を次のように改める。

３　保険料の賦課期日後に令第39条第１項第１号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（１）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ、第５号ロ、第６号ロ、第７号ロ、第８号ロ、第９号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第１号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第１項第１号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

第11条ただし書中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。